

平成21年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成21年3月11日(水曜日)

午前9時30分開議

- 第14 議案第18号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第21号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第22号 町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第24号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第26号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第9号 平成21年度訓子府町一般会計予算について
- 第21 議案第10号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第22 議案第11号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第23 議案第12号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24 議案第13号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第25 議案第14号 平成21年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第26 議案第15号 平成21年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第27 議案第16号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第17号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第23号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第25号 訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第27号 訓子府町農業交流センターの一部の長期的な利用について
- 第33 報告第2号 専決処分の報告について
- 第34 報告第3号 定期監査結果報告について
- 第35 報告第4号 出納検査結果報告について
- 第36 報告第5号 所管事務調査結果報告について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。

田古選挙管理委員長から、欠席の報告がありました。

なお、田古選挙管理委員長については、本日から、今定例会の閉会までの間、欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、
議案第26号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、
議案第13号、議案第14号、議案第15号

議長（橋本憲治君） この際、日程第14、議案第18号、日程第15、議案第20号、
日程第16、議案第21号、日程第17、議案第22号、日程第18、議案第24号、日
程第19、議案第26号、日程第20、議案第9号、日程第21、議案第10号、日程第
22、議案第11号、日程第23、議案第12号、日程第24、議案第13号、日程第2
5、議案第14号、日程第26、議案第15号は、関連する議案なので一括議題といたし
ます。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

説明員にお願いしたいと思います。新予算に入りますので数字、それから少しゆっくり
ご説明いただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

それとまた、今日温度上がるみたいですから、上着を脱いでも結構でございます。

それでは、議案第18号から順次説明をお願いしたいと思います。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の61ページをお開き願います。

議案第18号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明
をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を改正する条例を制定しよう
とするものであります。

別紙につきましては、62ページからの改正条例案でございますが、その内容につきまし
ては64ページの新旧対照表によりご説明いたします。

64ページ。まず、第3条でございます。保険料率の規定であります。平成18年度
から20年度までの第3期介護保険計画が終了し、平成21年度から23年度までの第4
期計画期間中の保険料を定めるものでありますことから、条文中の年度の記述を改正する
ものであります。

また、各条文中の令38条を令39条に改正することとしていますが、介護保険法施行
令第38条の規定につきましては、標準的な保険料段階の規定でありまして、平成16年
度及び17年度における税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了

することから、介護保険法施行令第39条の規定により保険料を多段階設定といたしまして、それぞれの段階の保険料の急激な上昇を抑制しようとするものであります。

具体的な保険料の額につきましては、改正案の第3条第1号から第7号まで記載の額になりますが、第4号44,400円、月額3,700円を基準月額といたします。第3期計画期間中と比較いたしまして、基準月額を200円引上げることとしております。

第3条第1号の第1段階保険料は、生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で非課税世帯に属する者を年額21,000円から22,200円に、第2号、第2段階は、非課税世帯で本人収入が80万円以下の者、年額21,000円から22,000円に、第3号、第3段階は、非課税世帯で本人収入が80万円を超える者、年額31,500円から33,300円に、以下それぞれの区分ごとに改正することとしております。

このことによりまして、第3期計画中の第6段階から第4期介護保険計画期間中は第7段階に設定しようとするものであります。

第5条につきましては、介護保険法施行令の保険料率の適用条文が変わることによる改正であります。

65ページでございます。第6条につきましては、第3条第5号に地方税法による合計所得金額の規定が加えられましたことから、この条文から削除するものであります。

附則といたしまして、この条例の施行期日は平成21年4月1日であります。

第2条では経過措置を規定しておりますが、平成20年度以前の保険料につきましては、従前の例によることとしております。

第3条ですが、平成21年度から23年度までの保険料率の特例であります。本則の第3条第4号に規定する基準となる保険料年額44,400円の者のうち、課税世帯に属し本人収入が80万円以下の者につきましては、この期間中、年額39,000円とする特例を設けようとするものであります。

この結果、実質的な保険料段階は現行の6段階から8段階となるものであります。

以上、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 議案第20号の提案理由の説明をさせていただきますので、68ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

それでは、記以下につきまして、説明させていただきます。

69ページをお開き願いたいのですが、これが今回の改正条文でございますので、70ページの新旧対照表になっておりますので、70ページの新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず、この条例改正につきましては、財政健全化戦略プランの策定に伴い改正するものでございまして、この条例の別表1、上のほうに小さく書いてあると思うのですが、別表

1 といいますのは、執行機関の専門員及び付属機関の委員に関するもので、委員の種類と
いいますか額を定めている表でございまして、掲げている表のうち日額報酬に該当する各
委員の全部に該当するものという部分でございまして、日額報酬というのは、全部で31の
委員。ここの別表1に書いてあるのですが、そのうち3つが月額報酬で、それ以外は、全
部日額報酬となっておりますので、その日額報酬に該当する委員の全部について適用と考
えていただければと思います。

その内容につきましては、下のほうの備考に線を引いてあるところでございます。備考の
部分でございまして、現行の部分に右側にありますが、2時間に満たない場合の会議等
では、日額報酬の6割相当額というのが現行でございまして、例えば、日額7,000円とな
っている部分でございましてと今までは6割ですから、4,200円の支払いをしてお
りましたが、今回の改正によって、2時間以内の会議等の場合は、2,000円。そして、
1時間を増す毎に1,000円を加算し、7,000円に届くまで、7,000円であ
るという考え方でございまして、2時間以内を2,000円にするという
ような考え方でございまして、

また、ここに明記する選挙管理委員会委員長、固定資産評価審査委員会委員長、国民健
康保険運営協議会会長につきましては、従来より一般委員と報酬に差がございましたので、
その部分で一般委員の2時間以内の2,000円を委員長等につきましては、2,500
円とするものでございまして、

次に、下のほうの表に入りますが、別表3、その他非常勤の職員に関するものについて
でございまして、

下の表の部分でございまして、この中にあります交通安全指導員につきましては、右の表
にもございまして、上のほうの項目で旅費の額という部分でございまして、この額の
部分でございまして、現行の4時間以内3,500円とありましたが、4時間を超える時
は、7,000円から2時間以内2,000円、1時間を増す毎に1,000円という形
で先ほどご説明した部分と考え方、計算の仕方は、同じでございまして、その限度額を7,
000円とするものでございまして、

そして、69ページに戻っていただきまして、この条例につきましては、平成21年4
月1日から施行するものでございまして、

以上、議案第20号の提案理由の説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決
定いただきますようよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第21号、議案書の71ページをお開きいただきたいと思います。続け
て説明させていただきます。

議案第21号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでござ
いまして、

職員特殊勤務手当支給条例(平成16年条例第3号)の一部を改正する条例を次のよう
に制定しようとするものでございまして、

同じく、記以下につきましては、説明させていただきます。

72ページについては、改正条文ですので、その次のページのちょっと横になっている
と思いますが、この新旧対照表のほうで説明させていただきます。

この改正につきましても、非常勤の報酬のところでもご説明しましたように、財政健全化

戦略プランの策定に伴い改正するものでございます。

現行では、別表の中で第2項の除雪・排雪業務手当というのがございますけども、1月から3月までの期間について月額1,500円を支給してございましたけども、今回廃止するという事で削除になります。

第3項の火葬取扱手当につきましては、順次1つ繰り上がりまして、第2項となるという部分です。

同じく、第4項の消防出動手当につきましては、1回500円から300円に改めるという事でございます。

以下、現行の第4項から第6項までが、1つずつ繰り上がるというような表でございませぬ。

72ページに戻っていただきまして、附則でございませぬ。この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございませぬ。

以上、議案第21号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

申し訳ございません。また、続きまして、議案第22号、議案書の74ページをお開きください。

議案第22号 町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

町職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第3号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございませぬ。

それでは同じく、記以下につきまして、説明させていただきます。

75ページ76ページは改正条文ですので、次のページ。77ページ、78ページをご覧いただきたいというように思います。新旧対照表で説明いたします。

まず、この条例改正につきましても、先ほどからいいます財政健全化戦略プラン関連でございまして、職員の出張の際の日当部分を改正するというような内容でございませぬ。

内容は、別表第1で、北海道内については、現行の2,200円から1,000円に、北海道外は、現行の2,900円から2,000円に一律に改正するものです。

したがって、備考の第3号、現行の第3号に線を引いてあると思うのですが、管内は2分の1と書いてあります。この部分は、この部分で一律になりますので、削除されるということになります。

第4号は、現行でも旅費の支給をしていない北見ブロックといわれる部分の旧留辺蘂町と旧端野町の文言も北見市になりましたので、削除するという事でございませぬ。そして、現行の第4号を第3号に繰り上げるというのがこの別表の新旧対照表の中身でございませぬ。

そして、75ページに戻っていただきまして、この旅費条例の改正に関連するものとして、この中ほどに附則がございませぬが、附則の2の部分で「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第31号)」別表並びに附則の3で一番下ですが、「町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和25年条例第15号)」別表2の一部を、ただいまご説明しました職員の旅費の一部改正と同様に日当を引き下げるという改正になってございませぬ。それで、これに関するもので、ほかの条例にもこの波及と申しますか、関連してまいります、その内容というのは、78ページ、79ページ

で書いてありますが、中身は同じような形の金額でございますので、後でご覧いただければと思います。

なお、今回の「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正に伴いまして、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」、これは別表1ですが、別表1の各種委員につきましても議員の旅費相当額ということで、こちらのほうに委ねておりますので、同時にこれらの方々につきましても、今回の旅費改正の該当になり、下がるというようにご理解いただければと思います。

76ページお開き願いたいと思いますが、この一番下のほうの4です。経過措置でございます。

改正後の3つの条例につきましては、出張が施行日をまたぐ場合、要するに4月1日ですが、それをまたぐ出張。3月から4月にかけて出張したという例えばですが、1つの出張の中で施行日前については、従来どおりの2,200円の日当としまして、4月1日以降につきましては、改正後の取り扱いの1,000円となる。要するに1つの出張命令の中で日当が2種類出るといふことの記載をしているものでございます。一般的にあまりございませんが、そのようにもし、またがる場合があった場合は、両方を適用するというような意味を書いてございます。

75ページのほうに戻っていただきまして、附則の1、一番真ん中のほうにございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第22号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 続きまして、議案第24号の提案説明を申し上げます。議案書のほうは82ページでございます。

議案第24号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、説明にもございますように、国民健康保険税の介護納付金の限度額変更に伴う地方税法の改正等に伴い、町税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、条例第142条第4項にございます介護給付金課税限度額を9万円であったものを10万円に改正するものでございます。

附則にございます条例の施行は、平成21年4月1日からするものでございます。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） それでは、84ページをお開き願いたいと思います。

議案第26号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げたいと思います。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和52年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下をご説明申し上げます。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「8,860円」を「9,020円」に改めるものでございます。

新旧対照表を次ページ85ページに記載してございますので、ご覧をいただきたいと思っております。この別表第1の表ですが、右側が改正前の現行、左側が改正案となっております。改正前の保育料「8,860円」を改正案のとおり「9,020円」に改めるものでございます。

改正の理由といたしましては、給食費の改定に伴うものでございますが、幼稚園の保育料及び入園料につきましては、以前から地方交付税における批准財政収入額の積算基礎額を基に徴収しているところでございます。

なお、保育料につきましては、本町の場合には、この表に記載のとおり給食費を含んで徴収しており、保育分として国の財政基準財政収入額の積算基礎額に基づきまして、保育分として6,300円。それから、給食費分として2,560円。合わせて8,860円をいただいております。

今回は、食材や牛乳の値上がりによりまして、給食費の単価が1食当たり10円ほどアップしまして、1食当たり単価が150円から160円になりますことから、現在の給食費月額2,560円を2,720円に、月額160円を増額し、保育料全体を9,020円とするものでございます。

また、各保育園においても給食費相当額として、月額160円を常設保育所や季節保育所の保育料に増額することで、先の教育委員会議で規則を改正したところでございます。

附則であります、84ページに戻っていただきまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第9号 平成21年度訓子府町一般会計予算について、提案説明をいたします。

内容につきましては、事前にお配りしております「各会計予算案の説明資料」それと「予算書」の2冊によって説明いたしますので、あらかじめ準備をお願いしたいと思います。

なお、説明の中で前年あるいは昨年と表現する部分につきましては、平成20年度を、本年度と表現する部分につきましては、平成21年度を指しておりますので、そのようにお聞き取り願いたいと存じます。

それでは、はじめに各会計予算案の説明資料をご覧願いたいと思います。

1ページは、予算編成の基本に触れておりますが、本町の歳入の半分を占める普通交付税については、昨年、創設された地方の財源不足を補うための特別枠である「地方再生対策費」が継続される見込みであります、大きな好転は見込めない状況といえます。一方、歳出では公債費やこれに準ずる債務負担行為に係る償還費の割合が高い水準で推移しておりますので、依然として厳しい財政運営が続くといえます。

こうした中、本年度の予算編成に当たりましては、行政改革プランや財政健全化戦略プランに沿った歳入歳出の見直しを行ったほか、町民生活に与える影響を配慮した中で、真

に町民に必要な事業の選択実施と最少の経費で最大の事業効果を上げることに重点を置き、財政健全化を目指すことを基本に所要の経費を計上いたしました。

この結果、本年度の一般会計の予算総額は、39億7,570万円となっており、前年度予算と比較し、2.6%の増という結果になってございます。

その款毎の予算額と伸び率につきましては、5ページのとおりであります。歳出では、2款、総務費において、地上デジタル放送のテレビ中継局の整備や新たな施策であるバスの通学定期等の運賃補助に伴い、前年より23.2%の増加。

3款、民生費では、国民健康保険事業の収支不足を補てんする国保会計への繰出金を本年度、はじめて計上することになりましたことなどから、9.3%の増となっております。

このほか、教育費においては、訓子府小学校校舎の耐震補強工事に伴い、44.1%と大きく増加しております。逆に、農林水産業費では、公社営事業の施設整備が完了したことや道営畑総事業費の関係で18.1%減少しているほか、土木費では、南13線道路の整備が完了したことと定住促進住宅の建設を20年度予算で前倒ししたことによりまして、32.1%と大きく減少しているのが特徴といえます。

8ページをご覧くださいと思います。

8ページには、人件費の資料を載せておりますが、下のほうの合計欄の右から4列目にありますように、本年度は、7億9,481万3,000円が一般会計と特別会計の人件費総額でありまして、職員給料の減額等の効果もあり、前年度対比で、1,924万5,000円の減という結果になってございます。

次に、9ページをご覧くださいと思います。

この表は、基金の保有状況を一覧にしたものでありますが、表の下から5段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計の計で、18億9,009万4,000円となっております。

10ページからは、投資的事業。

15ページからは、補助奨励費。

20ページからは、扶助費の内訳と事業の内容を一覧にしております。

なお、補助奨励費につきましては、財政健全化戦略プランに沿った見直しを行っておりますので、総体的に減額計上となっているものでございます。

51ページ以降には、投資的事業の事業箇所図を添付しておりますので、それぞれご覧をいただくこととしまして、予算書における説明は、これら資料のうち新規事業など特別なものについてのみ説明をさせていただきたいと思います。

それでは、予算書によって説明をしまいたしますので、予算書のほうをご覧くださいと思います。

まず、予算書の2ページをお開きください。予算書の2ページでございます。

議案第9号 平成21年度 訓子府町一般会計予算であります。平成21年度訓子府町の一般会計の予算は、次に定めるところによることとしまして、第1条では、予算総額を39億7,570万円としてございます。

また、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次のページから12ページにあります「第1表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これらの表についてはご覧をいただくこととし、その内容については、後ほど17ページ以降の事項別明

細書で説明をさせていただきたいと思います。

2ページに戻りまして、第2条と第3条は、債務負担行為と地方債について定めておりますが、これについては、後ほど第2表と第3表で説明をさせていただきます。

第4条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額を昨年と同額の10億円と定めております。

次に13ページをご覧ください。13ページでございます。

第2表は、本年度の債務負担行為について、ご承認をいただこうとするものでありますが、本年度は、4項目ございます。

まず、1項目目の季節労働者の生活資金につきましては、その貸付金の利子補給と損失補償であります。期間は2ヵ年度であり、限度額につきましては、それぞれ限度額欄に記載のとおりでございます。

次の2項目目の農業経営基盤強化資金の利子補給につきましては、平成46年度まで、毎年度の融資平均残高に対し、利子補給率を乗じて得た額を限度額としてございます。

次の3項目目にあります訓子府高等学校入学生通学支援対策事業につきましては、総額950万4,000円を限度額とし、期間は、本年度から平成23年度までとしております。

次の4項目目にありますスクラムミックス事業債等償還費負担金につきましては、衛生施設組合の解散に伴うものでありますが、組合が借り入れておりましたスクラムミックス事業の起債償還金について、北見市に引き継がれることから、平成33年度までの償還費負担金1,260万5,000円について、債務負担行為の議決をいただこうとするものでございます。

次、14ページでございます。14ページは、第3表、地方債であります。

本年度に、予定しております8件の事業等に係る地方債の借入限度額について定めるものでありますが、本年度は、総額で3億4,270万円を借り入れしようとするものでございます。後ほど、事項別明細の中で、また詳しく説明をさせていただきます。

15ページと16ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これは、ご覧をいただきたいと存じます。

17ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、歳入の説明に入ります。

まず、町民税の1目、個人では、昨年の均等割の実績人数を参考に計上したほか、所得割においては、昨年と同様に税率を6%とし、所得税との調整が生じる住宅ローン控除分として、84万4,000円を減額計上してございます。その結果、現年課税分総額では、課税所得そのものの減少が見込まれる状況から、前年より約1,800万円ほど少ない2億885万6,000円の計上となっております。

次、18ページにまいりまして、1目の固定資産税では、3年ごとの評価替えの年であることなどから、土地、家屋、償却資産とも課税標準額が前年を下回ってございます。前年より、約770万円少ない2億1,169万4,000円の計上となっております。

次、22ページにまいります。入湯税でございます。入湯税では、利用客が減少傾向にありますことから、昨年より20人少ない1日当たり154人で積算をした結果、昨年よ

り31万円ほど少ない241万7,000円の計上となっております。

23ページの自動車重量譲与税から、31ページの特別交付金までにつきましては、国の地方財政計画による伸び率などを参考に計上したものでありますが、予算的には、ほぼ前年並みの計上となっております。

次、32ページ。地方交付税について、説明をさせていただきます。32ページでございます。

まず、普通交付税につきましては、前年度実績を基礎とし、公債費や事業費補正の増減調整をしたほか、各種補正係数や単位費用の改定などを考慮し、前年より6,000万円多い18億5,000万円を計上しております。

なお、特別交付税につきましては、前年同額の1億4,000万円を計上しております。

これにより、地方交付税の予算額としましては、19億9,000万円となりまして、歳入総額の50%を占める結果ということになってございます。

次、34ページの農業費分担金にまいります。34ページでございます。

農業費分担金につきましては、畑総事業の面事業に係る分担金ではありますが、昨年まで計上しておりました道営訓子府西地区畑総事業が終了したことなどから、総額で昨年より約1,700万円少ない4,521万2,000円の計上となっております。

次、35ページにまいりまして、1目の民生費負担金につきましては、説明欄に記載の事業の利用実態を基に、昨年より210万円ほど少ない1,662万円を計上してございます。

なお、昨年まで計上しておりました寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用者負担金につきましては、近年の利用実態がないことから、事業を廃止することとしましたので、これに係る予算の計上はございません。

次、36ページの使用料にまいりまして、2目、民生使用料の1節、児童福祉使用料の季節保育所保育料につきましては、入園児の減少などにより、150万円ほど少ない320万5,000円の計上となっております。

また、2節、温泉施設使用料につきましては、入湯税と同様、利用客が減少しておりますので、前年より170万円ほど少ない1,358万4,000円の計上というようになってございます。

次に3目の衛生使用料にありますが葬斎場使用料につきましては、改定後の料金で積算をいたしましたので、前年より30万円ほど多い94万円の計上ということになってございます。

次に、6目、土木使用料の3節、住宅使用料にありますが定住促進住宅使用料134万4,000円につきましては、昨年整備しました2棟4戸に係る使用料だけをここに計上してございます。

次、38ページの手数料にまいります。

まず、2目の衛生手数料の一番上にあります廃棄物処理手数料では、これまでの実績等を参考にし、前年より300万円ほど少ない1,194万円を計上してございます。

次、39ページの民生費国庫負担金にまいりまして、1節、社会福祉費負担金にありますが障害者福祉費負担金につきましては、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に対する国庫負担金でありまして、説明欄に記載しているとおり各事業の歳出予算の2分の1の額を計上しているものでございます。

2節から6節までは、児童手当に係る負担金であり、負担率は説明欄に記載のとおりでございます。

また、7節、保険基盤安定負担金につきましては、国保事業の保険者支援分として、交付されるものでありまして、道費負担金と合わせて国保会計に繰り出しするものでございます。

次、40ページにまいります。1目、総務費国庫補助金の電波遮へい対策事業費等補助金2,850万円の計上につきましては、地上デジタル放送テレビ中継局の整備に対する2分の1の補助金でございます。

2目、民生費国庫補助金の2節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金につきましては、へき地保育所の廃止に伴い120万円ほど少ない60万4,000円の計上でございます。

3目、衛生費国庫補助金につきましては、本年度から始まる新たな補助であり、補助対象となる妊婦健康診査費用の2分の1が補助されるというものでございます。

4目、土木費国庫補助金につきましては、昨年、予算計上のありました南13線交通安全施設整備事業が完了したことで定住促進住宅の整備を20年度予算で組んだ関係上、過疎地域集落等再編整備事業費補助金の計上がないため、前年より約3,300万円少ない1,955万7,000円の計上ということになってございます。

5目、教育費国庫補助金の1節、小学校費補助金では、訓子府小学校の校舎耐震補強事業に係る補助金として、安全・安心な学校づくり交付金7,427万5,000円を計上してございます。

次、41ページにまいりまして、1目の総務費委託金の2節、選挙費委託金には、衆議院議員選挙委託金として、467万9,000円を計上してございます。これにつきましては、歳出の選挙費にも同額、予算計上してございます。

次、42ページにまいります。民生費道負担金の1節、社会福祉費負担金にありますが3項目目の障害者福祉費負担金2,705万8,000円の計上につきましては、国庫負担金と同様、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に対するものであり、説明欄に記載しておりますとおり道の負担率は、4分の1ということになってございます。

その下の2節から5節につきましては、児童手当に対する道の負担金であります。

次のページにまいりまして、6節の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国税の低所得者軽減額の4分の3と保険者支援金の合算額が、北海道から交付されるものでありまして、前年より110万円ほど多い1,662万1,000円の計上となっております。

その下の7節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金1,080万7,000円につきましては、広域連合に納付する保険料等負担に含まれる低所得者の保険税軽減額の4分の3が、道の負担金として交付されるものですが、この拠出金と残りの町費負担分4分の1を加えた1,441万については、事務費と合わせて、後期高齢者医療特別会計に繰り出すというものでございます。

次、44ページの道補助金にまいりまして、2目、民生費道補助金の1項、社会福祉費補助金では、高齢者勤労センターへの補助に対し、交付されていた高齢者事業団訪問開拓員活動事業費補助金が、補助対象外となったことから、本年からの計上がなくなっており

います。

また、昨年6月給付分をもって、廃止となっておりました介護サービス利用者軽減事業費補助金についても、本年からの計上がなくなっております。

その他の事業につきましては、説明欄に詳細を記述しておりますので、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと思っております。

次、45ページにまいります。4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金では、公社営畜産担い手育成総合整備事業の草地整備等の事業費減少に伴い、草地担い手育成支援特別対策事業補助金が、昨年より550万円ほど少ない665万円の計上というようになっております。

次、46ページにまいります。3項、1目の総務費委託金では、2節、徴税費委託金で、道民税徴収委託金が、前年よりも660万円ほど減額になっております。これは、委託金の計算に用いる納税義務者1人当たりの単価が4,000円から3,000円に引き下げられたことと税源移譲に伴う所得税との調整措置による道民税の還付措置が、20年度のみのものであったため、道民税返還分の委託金がなくなったことによるものでございます。

また、3節の統計調査委託金につきましては、本年度において2010年世界農林業センサスがあるほか、全国消費実態調査の対象となったことに伴い、昨年より170万円ほど多い予算計上となっております。

次、4目の教育費委託金につきましては、歳出の社会教育費に計上しております学校支援地域本部事業に対する道の委託金として、新たに159万6,000円を計上しているものでございます。

次、48ページにまいります。15款、2項、1目、生産物売払収入では、町有林において、皆伐を予定している箇所があるため、昨年より1,200万円ほど多い1,400万1,000円の計上となっております。

また、2目、不動産売払収入では、鉄道跡地のうち現時点で売却可能と判断される部分のみの売払収入として、792万2,000円を計上しております。

次、50ページにまいります。50ページにまいりまして、17款、1項の基金繰入金につきましては、本年度の予算における不足財源に充てる財政調整基金の繰入金8,201万円をはじめ、項計欄にありますように、総額では前年より7,700万円ほど少ない、2億2,863万8,000円の予算計上となっております。

このうち4目にあります産業後継者育成基金繰入金につきましては、従前の産業後継者国外研修事業のほかに、農協等が実施しております農業後継者の研修事業や4Hクラブの活動。さらには、社会教育事業で実施する国内研修の産業後継者教育推進事業などに、充当を拡大した関係上、昨年より140万円多い240万円の計上ということになっているものでございます。

次、51ページにまいります。51ページにまいりまして、2項、3目の介護保険特別会計繰入金451万4,000円につきましては、地域包括支援センターの職員人件費を一般会計で支出していることから、ルール計算により介護保険会計から、繰り入れするものでございます。

次、56ページにまいります。56ページの19款、4項、1目の受託事業収入でございますが、2節、畜産担い手育成総合整備事業収入にあります草地整備等事業受託金につ

きましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業の受益者である農業者からの草地整備等事業受託金でありまして、事業費減少に伴い、昨年より1,230万ほど少ない1,613万8,000円の計上というようになってございます。

次、57ページにまいります。57ページにまいりまして、5項、1目、農業生産基盤整備事業推進交付金の持続的農業・農村づくり促進特別対策事業推進交付金3,737万円の計上につきましては、道営畑総事業の受益者負担軽減のために交付される道費補助分が、北海道土地改良団体連合会経由で交付されるものでございまして、訓子府西地区の事業完了等から、昨年より大きく減少しているものでございます。

次、58ページにまいりまして、5目、雑入で、前年より780万円ほど多い5,613万6,000円の計上となっております。増減の主なものを申します。まず、減額になるものとしましては、コミュニティ助成事業費助成金の当初予算を見送ったことと北網広域圏組合の解散に伴い基金事業の助成がなくなったということが、まず、減額の要素になってございます。

また、新規計上になったものとしましては、下から3項目目に、いきいきふるさと推進事業助成金89万円を計上してございます。これは、継続事業として北海道市町村振興協会に、申請しております若がえり学級等をはじめとする生涯健康づくり支援事業分の計上でございます。

また、その下の新エネルギービジョン策定事業補助金として、813万4,000円を計上しておりますのは、新エネルギー重点テーマに係る詳細ビジョン策定事業に対する補助でありまして、対象事業の100%が交付されるというものでございます。

次、59ページにまいります。59ページにまいりまして、20款、町債についてであります。14ページの第3表で説明をしましてとおり8件分の町債で、合わせて3億4,270万円の計上となっております。内訳としましては、過疎債が6事業ございまして、合わせて1億660万円となっております。臨時財政対策債が、1億2,700万円、低利資金への借り換えであります義務教育施設整備事業借換債が、8,910万円となっております。

なお、充当事業につきましては、それぞれ説明欄に記載のとおりであります。この借換債につきましては、平成元年度と2年度に借り入れた6%を越えている起債を公的資金補償金免除繰上償還制度による借り換えを行うというものでございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

議長（橋本憲治君） ここで、午前10時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたしたいと思います。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 歳出に入ります前に、歳入の一番最後59ページのところで、起債の事業件数を8件と申しました。その8件といいますのは、説明欄に書いてあります事業のことでございます。目としては、5目まででございますが、事業費ひとつに

については8件ということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、61ページからの歳出の説明をいたします。

歳出におきましても特徴的なもののみ説明をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、61ページの1款、議会費をご覧をいただきたいと思います。

議会費では、議員報酬の見直しによる議員人件費の減などによりまして、議会費全体で前年より180万円ほど少ない3,742万6,000円の計上となっております。

続きまして、2款、総務費にまいります。

64ページ、一般管理費の事業区分4、総務一般管理経費では、職員の産休代替え等の対応として、臨時事務員に係る共済費と賃金を新たに計上している関係上、前年よりも180万円ほど多い485万9,000円の計上となっております。

次、65ページにまいります。経費区分6、庁舎等維持管理経費の11節、需用費にあります修繕料121万8,000円につきましては、総合福祉センターふれあいホールの冷房設備修繕95万9,000円が含まれてございます。

また、光熱水費では、電気料と上下水道料金の改定によりまして、前年より120万円ほど多い944万円の計上となっております。需用費全体では昨年より200万円ほど増額計上しております。

なお、光熱水費につきましては、他の施設でも同様の理由で昨年よりも増額となっておりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

次に、経費区分7、姉妹町交流事業では、昨年の交換留学や特産品宣伝紹介事業に加え、本年度は、産業まつりの派遣交流事業を行うということで、これに係る交付金と旅費を増額した結果、前年より30万円ほど多い122万円の計上ということでございます。

次、66ページにまいります。経費区分8、日の出簡易郵便局設置事業では、昨年から加入しております北海道簡易郵便局連合会の負担金等として、合わせて6万1,000円を新たに計上してございます。

経費区分9、情報管理事業の13節、委託料でコンピュータシステム改造業務が昨年より440万円ほど少ない411万5,000円の計上となっております。これは、昨年ありました後期高齢者医療制度導入に伴う国保税の激変緩和措置の対応がなくなったことによるものということでございます。

このほか、昨年630万円を計上しておりました総合行政ネットワークシステムの開発業務が終了したことなどから、委託料全体で、昨年より1,220万円ほど少ない1,503万5,000円の計上となっております。

次に68ページにまいります。財政管理費では、本年より予算書の印刷製本を職員で行うこととしたため、11節、需用費の印刷製本費を58万円ほど減額し、これに代えて臨時事務賃金5万7,000円を計上させていただいております。

また、13節、委託料に、公会計システムの導入業務として、596万2,000円を計上しております。公会計システムにつきましては、財務4表、いわゆる資金収支計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、貸借対照表、この4つの作成システムであります。総務省の指導である23年度の作成公表を1年前倒しし、22年度に公表したいと考えているものでございます。

次、70ページにまいりまして、財産管理費の経費区分4、鉄道跡地整備事業では、用地の境界測量のための委託料として、1,494万2,000円を計上したほか、市街地区の道床撤去に使用する機械借上料400万円を計上してございます。

なお、境界測量につきましては、全線分を計上しておりますが、売却処分が決まらない区間については、実施しないということでございまして、この場合については、減額補正させていただき予定としてございます。

また、道床撤去につきましても、無償譲渡するなど経費削減に配慮しながら、進めたいというように考えております。

次、72ページにまいりまして、公有林管理費の経費区分1、町有林管理事業の12節、役務費にあります火災保険料につきましては、本年度の更新面積が少ないため、前年より115万円ほど少ない25万5,000円の計上ということでございます。

また、13節、委託料の管理業務については、昨年に引き続き町有林のツル切り・枝打ち業務を季節労働者の雇用対策を兼ね実施しようとするものでございます。

経費区分2と経費区分3の町有林整備事業につきましては、それぞれ施業計画に基づき造林事業を実施するものでありまして、事業量の関係で昨年より大きく増額した計上となっております。

次、77ページにまいりまして、住民活動費の経費区分4、難視聴対策経費では、15節、工事請負費に地上デジタル放送テレビ中継局整備工事として、5,700万円を計上してございます。

なお、この財源につきましては、過疎債を予定しておりますが、普通交付税措置後の実質的な町費負担額、元利償還金の3割分につきましては、民放各社が負担することになっているものでございます。

次、82ページにまいります。82ページにまいりまして、企画費の経費区分1、地方交通対策経費の13節、委託料にありますバス待合施設設置業務150万円につきましては、西富地区の3箇所にバス待合小屋を設置するためのものでございます。

また、19節、負担金、補助及び交付金にありますバス通学定期等運賃補助972万4,000円につきましては、通学定期券の3分の1を補助する。

また、通院で月5回以上利用した場合の運賃については、4分の1を新たに補助しようとするものでございます。

経費区分4、まちづくり推進一般経費の8節、報償費の41万4,000円の計上につきましては、昨年、組織化されました「まちづくり委員会」のアドバイザーに対する謝礼として、30万円を計上したほか2年任期で、ご協力いただいた委員の皆さんへの謝礼品費として、11万4,000円を計上してございます。

また、19節、負担金、補助及び交付金では、昨年に引き続き、元気なまちづくり総合補助金として、2団体分100万円を計上してございます。

次、88ページにまいります。88ページにまいりまして、賦課徴収費では、昨年ございました税源移譲に伴う所得税との調整による還付金の計上がございませんので、23節の償還金、利子及び割引料が大きく減少してございます。

次、94ページにまいります。94ページにまいりまして、衆議院議員選挙費につきましては、本年9月、任期満了に伴う衆議院議員選挙の執行経費として、467万9,000

0円を計上してございます。

次、98ページにまいりまして、統計調査総務費につきましては、歳入の道支出金の中の統計調査委託金のところで説明しましたとおり世界農林業センサスの基礎調査と全国消費実態調査等があるため、昨年より170万円ほど多い200万7,000円の予算計上となっております。

続きまして、3款、民生費にまいります。

ここで、時間の関係から再度、お断りを申し上げたいと思いますが、各団体への補助奨励費や扶助費の内容及び前年度との比較につきましては、別冊でお配りしております各会計予算案の説明資料にまとめておりますので、これらに係る説明は、特徴的なもののみとさせていただきますので、この点につきご了承いただきたいと存じます。

それでは、102ページ、社会福祉総務費の経費区分2、国民健康保険特別会計繰出金では、前年よりも大きく増額計上となっておりますが、これは、国保会計の収支不足額2,891万6,000円を一般会計で補てんすることとしたことによる増ということでございます。

経費区分5、社会福祉協議会活動助成事業では、昨年、計上のあった社会福祉協議会の新会計システムの導入が完了したことなどから、前年より170万円ほど少ない1,647万3,000円の計上となっております。

次、103ページにまいります。経費区分10の自立支援サービス事業の20節、扶助費につきましては、説明欄に記載してある事業の実績等を基に計上しておりますが、結果として、前年より1,200万円ほど多い1億823万6,000円の計上となっております。

次、106ページにまいりまして、老人福祉費の経費区分1、老人医療給付特別対策事業につきましては、昨年、廃止された道の老人医療費助成の^{そきゅう}遡及分を想定した科目計上と制度廃止に伴う経過措置として、一時的な不利益者2名分の医療費を町単独で助成するため2万円を計上しているものでございます。

経費区分4、訓子府福祉支援事業の訓子府福祉会交付金1,348万6,000円につきましては、債務負担行為の議決をいただいておりますくんねっぷ静寿園の建設事業等の借入金償還金に対する交付金でありますし、その下のくんねっぷ静寿園施設改修費補助金183万円につきましては、2ヵ年計画で実施する機械室給湯配管設備の改修工事に対する補助金でありまして、予定事業費549万円の3分の1を補助しようとするものでございます。

次、107ページにまいります。107ページにまいりまして、経費区分7、高齢者在宅サービス事業にあります11節、需用費の修繕料136万円には、災害弱者緊急通報装置の端末機の1つでありますガス警報器の取替修繕費121万8,000円がここに含まれております。

また、13節、委託料では、昨年まで計上しておりました寝具洗濯乾燥消毒サービス事業について、近年の事業実績がなく、今後の利用も想定されないことから、20年度をもって廃止することとし、予算計上はしてございません。

また、20節、扶助費では、昨年6月までの給付をもって、廃止された在宅介護サービス費助成と訪問介護サービス利用者負担軽減措置費。これらについても本年度の予算計上

はございません。

経費区分9、介護予防支援事業では、地域包括支援センター業務に対応するための臨時介護支援専門員1名を使役することとし、これに必要な共済費36万1,000円と賃金233万3,000円を新たに計上してございます。

次、108ページにまいりまして、経費区分12の後期高齢者医療事務費につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合に納付する療養給付費負担金であります。昨年は4月から2月までの11ヵ月分の計上でしたが、本年は3月から2月までの12ヵ月分の負担となりますので、昨年より1,000万円ほど多い6,690万6,000円の計上となっております。

また、経費区分13、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、歳入の民生費道負担金の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金のところで説明しました保険基盤安定拠出金分1,441万円に事務費分517万3,000円を加えた1,958万3,000円の計上となっております。

なお、この老人福祉費では、昨年まで高齢者事業団への補助金を計上しておりましたが、道の補助要件に該当しなくなりましたことから、平成20年度をもって補助を廃止することとし、本年の予算計上はなくなっております。

次、114ページにまいります。114ページ、児童福祉総務費では、ひので保育園の統合に伴い、保育所の運営費や施設管理費が大きく減少をしてございます。予算としては、経費区分2の季節保育所運営事業で、昨年より670万円ほど少ない738万円の計上となっておりますし、その下の経費区分3、季節保育所施設管理事業では、93万7,000円少ない76万2,000円の計上ということになってございます。

続きまして、4款、衛生費にまいります。

まず、124ページ、保健衛生総務費の経費区分2、老人保健特別会計繰出金につきましては、昨年は3月診療分の一ヵ月分に係る町負担分の繰出金の計上でしたが、本年は遡及分の医療費等に係る繰出しであるため、前年より610万円ほど少ない16万1,000円の計上ということになってございます。

125ページにまいります。125ページにまいりまして、経費区分6、妊婦健康診査事業につきましては、本年から、妊婦健康診査では、公費負担を前年の5回から14回に増やし、また、妊婦超音波検査では、前年の1回を6回に増やし、それぞれ45人分を計上してございます。

なお、昨年までは、超音波検査分を分けて、説明欄に記載しておりましたが、契約上、妊婦健康診査に含まれているため、本年は一括して計上としておりますので、ご理解をいただきますと存じます。

次、129ページにまいりまして、経費区分4、健康相談・健康教育事業の13節、委託料では昨年、計上しておりました健康教育指導業務がなくなっております。これは、特定保健指導をより効果的に実施するための個別相談・健康教育をこの2ヵ年間、実施してきたところでございますが、本年度からは、受診率そのものを引き上げる対策に重点をおき実施することとしたことによるものです。

次、136ページにまいりまして、塵芥処理費の経費区分2のごみ減量化対策事業では、昨年、計上しておりましたごみ減量化容器等購入費助成金について、一定程度普及したこ

とと有料化により減量化が進んだことなどから、補助制度を廃止しましたので、本年度の予算計上はございません。

次、138ページにまいります。し尿処理費の経費区分1、し尿処理事業では、北見地区衛生施設組合の解散に伴い、説明科目の名称が北見地区スクラムミックスセンター運営負担金ということに変更になったほか、組合人件費の減やし尿処理量の減少などにより、昨年より430万円ほど少ない973万円の計上となっております。

また、経費区分2のし尿施設整備事業では、第2表の債務負担行為で説明しました衛生施設組合の起債償還金であるスクラムミックス事業債と償還費負担金を分けて計上してございます。

なお、昨年の予算に含まれておりました用地取得に係る負担金が、本年度はございませんので、し尿処理施設整備事業総体では、昨年より74万円ほど少ない230万1,000円の計上ということでございます。

続きまして、5款、労働費、140ページにまいります。

140ページ、労働諸費の経費区分1、労働行政一般経費の19節、負担金、補助及び交付金で、昨年まで計上しておりました連合北海道留辺蘂地区連合会訓子府支部活動費補助金、それと訓子府平和運動フォーラム活動費補助金について、各団体との協議に基づきまして、補助を廃止しましたので、本年の予算計上はございません。

続きまして、6款、農林水産業費にまいります。

まず、142ページ、農業委員会費では、経費区分6、農業委員会一般経費で、昨年計上のありました農地地図情報システム導入業務が完了しましたことから、350万円ほど少ない239万6,000円の計上ということになってございます。

次に146ページにまいります。農業振興費では、まず、経費区分2、農業振興事業の一番下、気象（^{こうひょう}降雹）災害対策資金利子補給として、123万7,000円を計上しております。これは、昨年12月の第4回定例町議会で債務負担行為のご決定をいただいたものでありまして、融資総額1億1,887万円、被災農業者20戸に係る利子補給でございます。

経費区分3、農業後継者育成事業につきましては、本年から新たに区分を分け、計上させていただきます。

まず、農業担い手育成事業補助金につきましては、経費区分2、農業振興事業の2項目目にあります農業振興対策事業費補助金から、研修会経費分として40万円を分離して、ここに計上したというものでございます。

その下の農業振興連絡協議会負担金40万円につきましては、訓子府町農業振興連絡協議会が、新たに取り組む戦略的^た大学連携支援事業に対する負担金でございます。

なお、協議会が行う従前の事業につきましては、経費区分2、農業振興事業の3項目目に、同じ名称で30万円を計上してございます。

経費区分3に戻りまして、3項目目にあります農業後継者育成事業補助金50万円につきましては、国外研修に対する補助金であります。これまでの実績を考慮し、昨年より50万円を減額し、計上したものでございます。

なお、ただいま説明しました3事業については、産業後継者育成基金の充当事業としてございます。

経費区分4、農業振興対策一般経費の19節、負担金、補助及び交付金にあります北見地区農業振興連絡協議会負担金につきましては、昨年より130万円多い250万6,000円の計上となっております。この増額の理由ですが、きたみらい農協で整備する牛の哺育センターに係る負担調整を協議会を通じて行うこととしたことによるものでございます。

次、148ページにまいりまして、畜産業費の経費区分2、畜産振興事業で公社営畜産担い手育成総合整備事業における畜産農業施設の整備完了と草地整備改良等事業費の減によりまして、大きく減少しているほか、酪農実習生受入協議会との協議によりまして、昨年まで計上しておりました酪農実習生推進事業費補助金の予算計上がなくなっております。

次、150ページにまいりまして、農業基盤整備事業費の経費区分1、農業基盤整備事業につきましては、道営事業である訓子府西地区畑総事業のほか柏丘2期地区農免農道整備事業、さらには高園地区一般農道整備事業が完了したことによりまして、これらに係る予算計上がなくなっております。

また、昨年、測量試験を行った紅葉川排水整備については、本年から着工となるため、道営西富地区かんがい排水（明渠）事業負担金が、昨年より大きく増額になってございます。このほか、本年度は、タンノメム川の補修整備に係る計画樹立の予算として、道営西富中地区基幹水利ストックマネジメント事業負担金250万円を計上してございます。

経費区分2の農業基盤整備償還事業では、昨年まで計上しておりました川北第3支線用排水路整備事業負担金について、昨年11月、線上償還を行ないましたので、本年の予算計上はございません。

次、151ページにまいります。151ページの経費区分4、下水道事業特別会計繰入金につきましては、下水道料金の改定や下水道債の借り換えなどにより、昨年より1,200万円ほど少ない9,823万3,000円の計上となっております。

次、154ページにまいります。154ページにまいりまして、農業交流センター費では、昨年に引き続き加工指導員を配置することとし、8節、報償費に加工指導員報償として、26万5,000円を計上してございます。

次、156ページにまいります。牧場費の経費区分2、牧場管理運営事業の11節、需用費の消耗品費で、肥料価格高騰の影響で、昨年より310万円ほど多い957万2,000円の計上となっております。

また、経費区分3では、平成22年度から着工する道営草地整備事業の調査測量に係る負担金として、新たに552万5,000円を計上してございます。

次、160ページにまいります。160ページ、林業振興費の経費区分2、民有林振興事業では、新生紀森林組合に対する補助である民有林育成指導事業費補助金について、行財政改革の視点から、平成19年度実績額より1割減額し、200万円を計上してございます。19年度実績額より1割減額の200万円の計上ということでございます。

次、164ページにまいりまして、商工業振興費の経費区分4、地域新エネルギービジョン策定事業として、総額831万2,000円を計上してございます。本年実施する事業につきましては、昨年6月の第2回定例町議会で、予算補正のご決定をいただき策定したビジョンの中から、実現性の高いものを重点テーマに絞込み、その導入計画などの具体

的な詳細ビジョンを策定するというものでございます。

続きまして、8款、土木費にまいります。

172ページをご覧くださいと思いますが、道路維持費では、昨年、計上しておりました若富地区北1条線の歩道舗装工事、予算額400万円とありましたが、これが完了しましたので、大きく総体としては、減少しているということでございます。

次、174ページにまいります。174ページ。道路新設改良費では、新規事業として、大町北3条線道路整備事業で1,000万円を計上しておりますが、昨年、計上しておりました南13線道路や東町仲通東線道路の整備のほか、幸町線の実測線調査が完了したことに伴い、本年の予算計上は大きく減少してございます。

次、178ページにまいります。178ページにまいりまして、河川総務費では、経費区分2、河川改修整備事業で日の出排水整備工事として、残事業分800万円を計上してございます。

なお、昨年まで計上しておりました環境水利確保水路整備事業につきましては、昨年11月に繰上償還を行いましたので、本年の予算計上はございません。

次、180ページにまいります。180ページにまいりまして、公園費では、全体で昨年より120万円ほど少ない164万6,000円の計上となっておりますが、これは、各公園施設の維持管理を最小限に抑えたことなどによるものでございます。

すいません。1,644万6,000円の計上でございます。公園費全体では、1,644万6,000円の計上でございます。

なお、経費区分2の各公園施設等管理事業の13節、委託料の2項目目にあります公衆トイレ清掃管理業務62万3,000円には、訓子府大橋南側の公衆トイレの通年利用に係る管理委託料が含まれております。

本件につきましては、町内会連絡協議会からの要望を受け、網走土木現業所と協議を続けてきたところでありますが、この度、北海道の特段のご理解により、凍結防止工事を施工いただけることになったことから、今回、予算措置をするものであります。

次、184ページにまいります。184ページにまいりまして、住宅建設費の経費区分1、公営住宅改修事業の15節、工事請負費につきましては、昨年に引き続き、1棟4戸をリフォームするほか、団地内通路等の整備のため、間引きする住宅1棟4戸の解体工事として、合わせて4,473万円を計上してございます。

また、経費区分2、定住促進空き家活用住宅用地整備事業300万円の計上につきましては、繰越事業で実施する定住促進住宅の整備と合わせて、周辺環境整備のため、間引きする町職員住宅2棟4戸の解体を行おうとするものでございます。

続きまして、9款、消防費にまいります。185ページでございますが、185ページの消防組合費総体では、前年より1,200万円ほど減額になってございます。主な要因を申します。まず、188ページの支署費の経費区分1、消防職員給与費で、定年職員の補充や給料削減などにより、480万円ほど減額になっているほか、経費区分2の消防業務経費では、昨年、救急車に搭載する自動体外式除細動器300万円の計上があったこと、さらには、192ページの団費で、昨年ございました北海道消防操法大会出場経費337万円の計上があったことなどによる減ということでございます。

次、198ページにまいります。198ページにまいりまして、水防費では、18節、

備品購入費で河川防災受信装置の導入費として、31万円を計上してございます。これにつきましては、網走開発建設部で整備する光ファイバーに接続し、常呂川の画像を受信するためのパソコン等機器を導入しようとするものでございます。

続きまして、10款、教育費にまいります。204ページの事務局費でございます。事務局費の経費区分1、語学指導助手配置事業では、昨年に引き続き、語学指導助手を配置することとし、所要額を予算計上させていただいております。

次、205ページにまいります。経費区分4、学校教育等一般経費の19節、負担金補助及び交付金の上から5項目目にあります北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、昨年に引き続き、学校存続に向けた振興支援を行うため、通学定期代自己負担額の半額助成である通学支援費と新生生に対する教科書代の補助を含めた入学準備支援、さらには進路指導強化対策等の支援を引き続き行うこととし、総額で1,226万1,000円を計上してございます。

また、ここでは、昨年まで計上しておりました学校教育推進会議交付金について、既定予算の中で対応できる見込みとなったことから、廃止することとし、本年の予算計上はございません。

次、210ページにまいります。210ページ、小学校の学校管理費、経費区分1の臨時講師配置事業につきましては、昨年に引き続き、訓子府小学校に1名を配置することとしたほか、特別な支援が必要な児童が増加していることから、特別支援教育支援員を1名増の2名とし、合わせて3名分の臨時講師賃金を計上してございます。

また、経費区分3、学校施設維持管理事業では、211ページの13節、委託料で訓子府小学校校舎耐震補強工事に係る監理業務や各小学校体育館の耐震工事実施設計費を計上したほか、15節、工事請負費に、訓子府小学校校舎の耐震補強工事費を計上したことによりまして、全体で昨年より1億5,100万円ほど多い1億8,144万4,000円の計上となっております。

次、216ページにまいります。216ページ、中学校の学校管理費の経費区分1、臨時講師配置事業につきましては、小学校同様、昨年に引き続き、臨時講師1名を配置することとし、予算計上してございます。

次、222ページにまいります。222ページにまいります。幼稚園費の経費区分1、幼稚園運営事業の7節、賃金にあります保育補助員では、4歳児、5歳児それぞれに保育補助を必要とする園児がおりますことから、1名を増員し、2名分の賃金として、320万4,000円を計上してございます。

また、223ページの経費区分2、幼稚園施設管理事業の11節、需用費では、高圧受電設備と屋外遊具の修繕費を計上していることから、修繕料は、昨年より320万円ほど多い338万8,000円の計上ということでございます。高圧受電設備、それと屋外遊具の修繕費が計上したことによる増ということでございます。

次、226ページにまいります。226ページにまいります。社会教育総務費の経費区分3、青少年教育推進事業では、1節、報酬と7節、賃金に学校支援地域本部事業に係る協議会委員報酬やコーディネーター賃金を新たに計上してございます。

また、19節、負担金、補助及び交付金では、一番下にありますように産業後継者教育推進協議会交付金100万円を新たに計上してございます。

この交付金につきましては、農業者をはじめとする産業後継者の国内研修等を実施する協議会に対する交付金でありまして、予算としては、5名分の計上ではありますが、研修の効果を高めるため、置戸町と連携し実施することを予定しているものでございます。

なお、この事業とその上の4Hクラブ活動費補助金につきましては、産業後継者育成基金を活用させていただくこととして、予算を計上してございます。

次、227ページにまいります。経費区分6、芸術・文化振興事業では、公演を隔年で実施することとしているため、8節、報償費の予算計上が大きく減少をしてございます。公演は、昨年実施しましたので、本年はお休みということでございます。

次、230ページにまいりまして、230ページ。公民館費の11節、需用費にありませぬ修繕料205万円には、講堂側の女子トイレの洋式化改修費として、150万4,000円が含まれてございます。

また、18節、備品購入費には、講演会や説明会等で、よく利用いたします液晶プロジェクターの購入費用30万6,000円が含まれております。

次、232ページにまいります。232ページ。図書館費でございます。経費区分1、図書館業務コンピュータ関係の14節、使用料及び賃借料にありませぬコンピュータ機器借上料につきましては、昨年11月に新しいシステムを更新した関係上、本年は、12ヵ月分の借上料の計上となっておりますので、昨年より86万円ほど多い182万5,000円の計上ということでございます。新しいシステムの年間分、12ヵ月分の借上料の計上ということでございます。

経費区分2、図書館活動事業では、昨年まで計上のありました図書館協議会委員の機能を社会教育委員に統合したため、報酬の予算計上はございません。

また、本年は、図書館開館25周年にあたるため、その記念事業に係る予算として、8節、報償費に講演会の講師謝礼として、30万円を計上したほか、11節、需用費の消耗品費。それと14節、使用料及び賃借料のフィルム借上料。これらに合わせて50万円を予算計上をしてございます。図書館の25周年記念事業としては、50万円の予算計上をしたということでございます。

18節、備品購入費の図書については、前年より100万円少ない400万円の計上となっております。予算規模的には、管内町村の平均的な金額といえますが、今後は、これまで以上に利用者のニーズにあった図書を厳選する。あるいは、絞り込んで購入するほか、町民からの寄付を募りながら、減額の影響を最小限にとどめてまいりたいと考えてございます。

経費区分3、図書館管理事業では、日常清掃を職員で行うこととしたことから、13節、委託料の清掃業務で、前年より70万円ほど少ない32万6,000円の計上となっております。

次、234ページにまいります。234ページにまいりまして、保健体育総務費では、昨年まで計上のありましたスポーツセンター運営審議会委員の機能を社会教育委員に統合したため、報酬等の予算計上は、ここでもございません。

次、236ページにまいります。体育施設費の経費区分1、スポーツセンター管理事業では、清掃業務や暖房業務の積算単価を一部見直したことにより、13節、委託料の清掃管理業務で、昨年より28万円ほど少ない532万9,000円の計上となっております。

す。

経費区分2の温水プール管理事業では、開館期間の短縮や監視業務の見直しなどにより、まして、13節、委託料の清掃管理業務で、昨年より105万円ほど少ない602万9,000円の計上となっております。

また、237ページの経費区分4、屋外運動施設管理事業では、パークゴルフ場の料金徴収時間の短縮などに伴い、13節、委託料が全体で130万円ほど少ない926万2,000円の計上となっております。パークゴルフ場の料金徴収時間の短縮による減額計上ということでございます。

次、240ページにまいります。240ページにまいりまして、給食センター費の経費区分2、給食調理関係経費でございますが、給食費の改定などにより、給食材料費が前年より93万円ほど多い2,888万9,000円の計上となっております。

このほか幼稚園等の土曜給食の廃止に伴い、経費区分2、給食調理関係経費の代替調理員賃金や光熱水費のほか経費区分3、給食センター一般経費の燃料費で、総額84万円程度の予算縮減効果が出ているほか、241ページの13節、委託料でございますが、給食配送業務それと生ごみ廃棄業務を職員で処理することとしたことによりまして、委託料全体で、昨年より152万円少ない21万6,000円の計上となっております。幼稚園の土曜給食廃止に伴う減とそれと給食配送業務あるいは、生ごみの廃棄業務を職員で対応することにより、大きく減少になっているということでございます。

続きまして、11款、公債費にまいります。

まず、243ページをご覧くださいと思います。1目の元金については、起債の償還元金として、8億4,470万1,000円を計上してございます。説明欄にありますように、これには、補償金免除による繰上償還金8,919万6,000円が含まれておりますので、実質的には、昨年より1,290万円ほど少ない予算計上であるということがいえます。

続きまして、13款、給与費にまいります。249ページそれと250ページが給与費の予算のところでございますが、町長、教育長と一般職に係る人件費をここに計上しているものでございます。

昨年、実施しました教育長の給料引き下げや一般職の給料一律削減などから、前年比較で、1,900万円ほど少ない7億3,767万1,000円の計上となっております。

この給与費に、衆議院議員選挙費に計上しました職員手当と議員や各種委員の報酬等を加えた人件費の総体予算につきましては、260ページに給与費明細書として、添付してございます。これについては、まずこれをご覧くださいと思いますが、この明細書は地方自治法に基づく書式でありまして、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとの前年比較ができるように調製したものでございます。時間の関係もございまして、これについては、後ほどご覧をいただくこととし、説明を省略させていただきたいと思います。

続きまして、252ページをご覧ください。252ページからにつきましては、これまでにご決定いただいた債務負担行為、それに本年度分を加えた調書でございます。

258ページ。この調書の最後のページになりますが、258ページの計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は、4億3,812万4,000円となっております。

て、そのうちこれに係る一般財源としては、3億2,269万3,000円が今後一般財源として、必要になるのだということでございます。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料の23ページ以降に一覧でまとめておりますので、後ほどご覧をいただければというように思います。説明資料の23ページ以降に今年度分の調書がついてございます。

続いて、259ページをご覧いただきたいと思います。259ページは、地方債の年度末現在高に関する調書でございます。合計欄の右側にございますように、本年度末の現在高見込額は、58億861万1,000円となっております。

以上、総額を39億7,570万円とする平成21年度の一般会計予算案について、説明申し上げました。時間の関係もあり、詳細の説明はできませんでしたが、厳しい財政状況の中で、予算全般にわたり、行政コスト削減のための見直しを図りつつ、町民の福祉や次代を担う子どもたちに係る教育予算に配慮しながら、予算編成をさせていただきました。

説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げ、あとは、質疑等で補足をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 少し、時間ありますけれども、ここで昼食のため休憩をいたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集をお願いしたいと思います。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開したいと思います。

議案第10号から、引き続きお願いいたします。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 各会計予算書の265ページをお開き願います。

議案第10号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めまして、ご説明申し上げます。

まず最初に予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページのその上段に、国保会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれども、国保税については、現行税率により計上させていただいております。

国庫支出金及び療養給付費交付金につきましては、保険給付費を基礎として、積算した額を計上しております。

道支出金については、道の調整交付金を計上しております。

65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

このほか、一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れをしたほ

か、新たに財源調整に要する財政調整基金の不足額の補てん分を繰入金として計上しております。

次に、歳出であります。保険給付費、老人医療費拠出金及び介護保険第2号被保険者にかかる介護納付金につきましては、前年度の医療費実績見込み等から、推計して計上したほか、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、保健事業費では、特定健診に係る費用を計上しております。

なお、老人医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い過年度精算分のみを計上しております。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの下から4行目には、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しております。実質、平成20年度末で基金は、底を付いている状況であります。今年度につきましては、従来どおり一般会計から繰り入れ、普通交付税に算入されている財政安定化支援分286万2,000円を積立し、平成21年度末の保有見込額は、一番右側に記載しております286万2,000円となる見込であります。

また、同じ資料の29ページから33ページにわたりましては、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の265ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第10号 平成21年度 訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,840万円と定めるものであります。この予算は、前年度当初と比較しまして、8,390万円、約10.1%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3,000万円としております。

第3条では、歳出予算の流用について定めておりますが、その方法については、従来と同様としております。

次に266ページから268ページにつきましては、款項ごとに、それぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、273ページ以下の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って、説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

はじめに、歳入について、説明させていただきます。

まず、273ページの第1款、国民健康保険税、第1項、第1目、一般被保険者国民健康保険税であります。総額では、前年度比1,508万9,000円減の2億6,023万7,000円を見込んでおります。

医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で1,031世帯、被保険者数は2,553人を見込んで、現行税率により計上しております。その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引きし、収納率を98%と見込んで、1億9,266万5,000円を計上しております。

医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

次、後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、4,586万円を計上しております。

次、274ページの介護納付金分現年課税分につきましても、一般被保険者の国民健康

保険税と同様の計算式に基づき算出し、2,071万円を計上しております。

次、275ページから276ページまでの第2目、退職被保険者等国民健康保険税であります。世帯数で41世帯、被保険者数は81人を見込んで、現行税率により、計上しております。医療給付費分581万4,000円。後期高齢者支援金分137万8,000円。介護納付金分91万1,000円などを合わせて総額で、前年度比250万7,000円増の810万6,000円を計上しております。

続きまして、277ページの第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費の34%相当額が、国から交付されますので、現年度分、過年度分を合わせて、前年度と比較して1,385万4,000円増の1億8,116万9,000円を計上しております。

第2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する負担割合から、国の負担分4分の1の574万3,000円を計上。

第3目、特定健康診査等負担金につきましては、特定健診の対象経費の国負担分3分の1の111万7,000円を計上しております。

次、278ページの第2項、国庫補助金の第1目、財政調整交付金であります。このうち財政力格差調整のため、交付されず普通調整交付金につきましては、過去の実績から、3,100万円を計上し、特別調整交付金につきましては、46万1,000円を計上しております。

次、279ページの第3款、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の財源で、各保険者の拠出により、賄われ社会保険診療報酬支払基金から、交付されるものですが、退職被保険者の医療費の伸びにより、前年度比905万7,000円増の3,145万円を計上しております。

次、280ページの第4款、前期高齢者交付金につきましては、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて、財政調整するための交付金として、前年度比2,464万5,000円増の1億5,257万8,000円を計上しております。

次に、281ページの第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1の574万3,000円を計上し、第2目、特定健康診査等負担金は国庫支出金と同様に、特定健診の対象経費の道負担分3分の1の111万7,000円を計上しております。

次に、282ページの第2項、道補助金、第1目、調整交付金については、国からの財源移譲分を道の条例により、一定のルール計算で調整交付金として交付されるもので、普通調整交付金は、3,196万4,000円を計上、特別調整交付金については、61万9,000円を計上しております。

次に、283ページの第6款、第1項、第1目、共同事業交付金につきましては、1件80万円を越える医療費を対象として、国保連合会が行う高額医療費共同事業により、100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案して、前年度比120万9,000円増の2,297万6,000円を計上しております。

第2目、保険財政協働安定化事業交付金につきましても、1件30万円から80万円までの医療費を対象とし、医療費実績などにより、国保連合会に拠出し、交付を受けるもの

で、歳出同額の前年度比1,962万6,000円増の1億1,672万1,000円を計上しております。

次に、284ページの第7款、財産収入につきましては、財政調整基金の利子として、1,000円を計上しております。

次に、285ページの第8款、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、前段ご説明申し上げたとおり実質、平成20年度末で、基金は底を付いている状況でありますことから、科目計上しております。

次に、286ページの第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分2,031万4,000円と保険者支援分554万7,000円を合わせまして、2,586万1,000円、出産育児一時金繰入金は、456万円、財政安定化支援事業繰入金は、20年度普通交付税措置実績額の286万1,000円を町の負担分として、繰り入れするものであります。

その他一般会計繰入金につきましては、国保会計の財源不足額の補てん分を繰入金として、2,891万6,000円、特別会計を運営するための事務費等に要する経費として、414万9,000円を計上しております。

290ページに飛びまして、第10款、諸収入、第3項、第6目、雑入につきましては、特定健診に係る自己負担額等850名分の104万円を見込んでおります。

次、歳出について説明させていただきます。291ページをお開き願います。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、第2目、連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費として、586万1,000円を計上しております。

292ページから293ページまでの第2項、徴税费、第3項、運営協議会費につきましても、徴収事務及び運営協議会の事務的経費として、それぞれ28万8,000円と6万1,000円を計上しております。

次に、294ページをお開きください。第2款、保険給付費、第1項、療養諸費の積算は、前年度の給付、支払実績から推計し、計上をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

まず、第1目、一般被保険者療養給付費は、前年度比6,300万円増の4億9,300万円を計上、第2目、退職被保険者等療養給付費は、前年度比1,400万円増の3,000万円を計上しております。

第3目、一般被保険者療養費は、前年度比40万円増の800万円、第4目、退職被保険者等療養費は、前年比60万円減の60万円を計上しております。

第5目、審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し、155万9,000円を計上しております。

次、295ページの第2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し、計上をしております。

第1目、一般被保険者高額療養費は、前年度比400万円増の4,700万円を計上、第2目、退職被保険者等高額療養費は、前年度比20万円減の440万円を計上しております。

次に、297ページに飛びまして、第4項、出産育児諸費、第1目、出産育児一時金に

つきましては、産科医療補償制度の実施に伴い、35万円から38万円に引き上げになったことから、前年度比54万円増、18人分の684万円を計上しております。

次、298ページの第5項、葬祭諸費、第1目、葬祭費につきましては、前年度比25万円減、10件分の50万円を計上しております。

次、299ページの第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目、後期高齢者支援金拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の財源として、保険者が約4割相当分を拠出するものですが、概算拠出の通知により、前年度比992万円増の1億1,293万3,000円を計上しております。第2目、事務費拠出金についても、概算拠出の通知により、1万6,000円を計上しております。

次、300ページの第4款、第1項、第1目、前期高齢者納付金につきましては、歳入でも説明いたしましたが、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じて、費用負担するもので、国保では前期高齢者の加入割合が高いことから、拠出額が少なく、概算拠出の通知により、34万7千円計上しております。第2目、前期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知により、1万4,000円を計上しております。

次、301ページの第5款、老人保健拠出金、第1項、第1目、老人保健医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、今年度は過年度清算分のみを計上しており、概算拠出の通知により、前年度比2,251万9,000円減の204万8,000円を計上しております。第2目、老人保健事務費拠出金についても、概算拠出の通知により、1万6,000円を計上しております。

次、302ページの第6款、介護納付金につきましては、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で概算納付通知により、前年度比292万6,000円減の4,555万8,000円を計上しております。

次、303ページの第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目高額医療費拠出金は、決定通知額に基づきまして、前年度比121万円増の2,297万7,000円を計上、第3目、保険財政共同安定化事業拠出金は、歳入でも説明いたしましたが歳入の交付金と同額の1億1,672万1,000円を計上しております。

次、304ページの第8款、保健事業費、第1項、第1目、特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳から74歳の被保険者を対象とした生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導に要する経費を計上しており、全体で前年度比215万4,000円減の605万1,000円を計上しております。

前年度の委託料は、基本健診と町独自で実施する詳細健診を併せて、特定健康診査等事業費に計上しておりましたが、今年度より、特定健診の補助対象となる基本検診などは第1項の特定健康診査等事業費に、補助対象外の町独自で実施する詳細健診などは、第2項の保険事業費に組替えて計上しているのが、減額の主なものであります。

賃金は、アンケート調査集計などの事務賃金、特定保健指導の栄養士の賃金などで、32万円を計上しております。

役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として、58万円を計上しております。

委託料は、特定健診を集団検診として業務を委託するもので、国保被保険者850名分

の基本検診料などいたしましたして、458万8,000円を計上しております。

負担金、補助及び交付金は、昨年度に引き続き、保健師賃金として、国保連合会の保健師派遣事業を活用し、町負担分であります2分の1を負担するもので、54万3,000円を計上しております。

次、305ページの第2項、保健事業費につきましては、保健事業に要する経費として、全体で前年度比162万円増の309万1,000円の計上ではありますが、先ほど説明いたしましたとおり町独自で実施する詳細健診などの委託料を組替え、独自健診業務として、850名分の170万円を計上したと住民の健康啓発事業である「健康まつり」の実施に伴う経費11万5,000円を計上していることが、増額の主なものであります。

また、1年間医療保険を使用しない家庭に対する健康家庭表彰につきましては、今年度より、廃止することといたしましたので、ご理解をお願いします。

脳ドックに対する健康診査助成金につきましては、28人分の44万1,000円を計上しております。

以上が、平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計の主な内容について、ご説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、各会計予算書の310ページをお開き願います。

議案第11号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

また、予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思っております。

その中段に、老人保健会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度への移行に伴い、過年度精算分に係る医療費に対する支払基金交付金、国庫支出金、道支出金を所要率で算定したほか、町負担分を一般会計からの繰入金として計上しております。

また、歳出であります。歳入同様、過年度精算分に係る医療給付費等を計上しております。

この資料の34ページから35ページにわたり、老人保健特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の310ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第11号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計予算の第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ380万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較いたしましたして、7,460万、約95.2%の減となっております。

次に、311ページから313ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、316ページ以下の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、316ページの歳入から説明させていただきます。

第1款、支払基金交付金、第1項、第1目、医療費交付金につきましては、医療給付費、医療費支給費、高額医療費の合算額に一定率を乗じて交付されるもので、前年度比で3,

948万円減の14万7,000円を計上しております。

また、第2目、審査支払手数料交付金につきましては、前年度比19万9,000円減の1万円を計上しております。

次に、317ページの第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、医療費国庫負担金につきましては、支払基金交付金と同様に、医療給付費、医療費支給費、高額医療費の合算額に一定率を乗じて負担するもので、前年度比で2,463万円減の29万9,000円を計上しております。

次に、318ページの第3款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、医療費道負担金につきましては、国庫負担金同様、一定率を乗じて負担するもので、前年度比で615万8,000円減の7万5,000円を計上しております。

次に、319ページの第4款、繰入金、第1項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金につきましては、町の費用負担も減るため、前年度比612万7,000円減の16万1,000円を計上しております。

322ページに飛びまして、第6款、諸収入、第2項、雑入、第2目、返納金につきましては、210万5,000円を計上していますが、医療機関の不当請求などに係る返納金を計上しております。

第3目、雑入につきましては、医療費の過年度精算分に係る町負担分などの返還金として、100万円を計上しております。

次、歳出について、説明させていただきます。323ページでございます。

第1款、医療諸費、第1項、第1目、医療給付費につきましては、過年度精算分に係る医療費として、前年度比7,098万9,000円減の358万7,000円を計上しております。

次、第2目、医療費支給費につきましては、医療給付費と同様に過年度精算分に係る支給費として、前年度比36万3,000円減の10万円を計上しております。

次、第3目、高額医療費につきましては、上限額を超えた医療費を支払った場合は、高額医療費として、支払われるもので、これも過年度精算分の高額医療費といたしまして、前年度比304万5,000円減の10万円を計上しております。

次、第4目、審査支払手数料につきましては、支払基金及び国保連合会に対して、医療給付費支払手数料として、前年度比20万3,000円減の1万1,000円を計上しております。

以上が、平成21年度訓子府町老人保健特別会計の予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、各会計予算書の326ページをお開き願います。

議案第12号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思っております。

その下段に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度では、保険料を計上したほか、新規に広

域連合調整交付金、低所得者の保険料軽減分等の一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出であります。また、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の36ページから38ページにわたり、後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の326ページに戻りまして、その内容をご説明申し上げます。

議案第12号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,040万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して350万円、約5.5%減となっております。

327ページから329ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、332ページ以下の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、332ページの歳入から説明させていただきます。

第1款、第1項、後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき算定しており、保険料算定基礎を均等割額43,143円、所得割率を9.63%としております。

後期高齢者医療保険料につきましては、前年度と比較して、国の低所得者に対する負担軽減対策の実施などにより、保険料総額では、前年度比676万5,000円減の4,054万9,000円と見込んでおります。

また、口座振替の拡大による納付方法の変更などによりまして、特別徴収と普通徴収の割合が変更となっております。

第1目、特別徴収保険料は、被保険者総数を857人、保険料額を2,980万6,000円。

第2目、普通徴収保険料は被保険者総数を120人、保険料額を1,069万3,000円。普通徴収保険料滞納繰越分5万円を計上しております。

次、333ページ。第2款、第1項、広域連合補助金、第1目、調整交付金につきましては、今年度から75歳以上の方の脳ドックを市町村が実施する場合、健康診査助成金の調整交付金として、その費用の全額が広域連合より交付されることから、15万8,000円を計上しております。

次、334ページ。第3款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として、道と町の負担分を合わせて、前年度比305万4,000円増の1,441万円を計上しております。

次、第2目、事務費繰入金につきましては、広域連合納付金と所要事務経費の517万3,000円を計上しております。

337ページに飛びまして、第5款、諸収入の第1目、保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、還付金として、10万円を計上。

第2目、還付加算金として5,000円を計上しております。

次、338ページから339ページまでの第5款、諸収入につきましては、それぞれの

項目を科目計上させていただいております。

次、歳出について、説明させていただきます。340ページをお開きください。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費につきましては、後期高齢者医療一般事務に要する経費として、214万6,000円を計上しております。

次、341ページの第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、印刷費、郵便料を主として、21万4,000円を計上しております。

次、342ページの第2款、保健事業費、第1項、第1目、保健事業総務費につきましては、歳入でも説明いたしましたように、今年度から75歳以上の方の脳ドックを市町村が実施する場合、広域連合からの交付金の対象となったことから、健康診査助成金として5名分の15万8,000円を新たに計上しております。

次、343ページの第3款、第1項、第1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、収納した保険料を運営する広域連合に支出するための保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分をあわせまして、保険料等納付金として、5,495万円9,000円を計上しております。

また、広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金281万7,000円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額といたしまして、前年度比387万4,000円減の5,777万6,000円を計上しております。

次、344ページ。第4款、諸支出金の第1目、保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料などの還付金として、歳入同額の10万円を計上し、第2目、還付加算金として、5,000円を計上しております。

次に345ページの第2項、繰出金は、一般会計への繰出金として、預金利子相当分を計上しております。

以上が、平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の主な内容について、ご説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） それでは、議案第13号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計予算について、提案説明をさせていただきます。

まず、予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料をご覧いただきたいと思っております。ここでは、4ページの上段に介護保険会計の予算の概要を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っておりますが、同じ資料の9ページをまずご覧をいただきたいと思っております。9ページでは、基金の保有状況を記載してございますが、一番下に介護でございませぬ。基金の保有状況につきましては、平成21年度末で介護給付費準備基金3,405万4,000円、介護従事者処遇臨時特例交付金139万7,000円の見込みでございませぬ。

それでは、訓子府町各会計予算書の346ページをお開きいただきたいと思っております。

平成21年度訓子府町介護保険特別会計予算でございます。第1条では、歳入歳出それぞれ予算の総額を4億7,340万円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借り入れ最高額を3,000円とするものであります。

失礼しました。一時借入金の借り入れ最高額を3,000万円とするものでございます。

次に、347ページから350ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載

しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては、352ページ以下の事項別明細書によって、説明をさせていただきます。

352ページの歳入でございます。

まず、第1款、保険料であります。平成21年度から23年度までの第4期介護保険計画によりまして、基準保険料を月額3,700円、年額で44,400円として算定しております。

昨年までの第3期介護保険計画期間中の基準保険料は、月額3,500円でありまして、月額で200円の増となっております。

また、保険料段階につきましては、昨年までは平成17年度の税制改正による激変緩和措置を設けておりましたが、激変緩和措置がなくなることによって、負担が過重にならないよう、第3期中の6段階から第4期は7段階まで、第4段階を2段階に、さらに分割しておりますので実質的に8段階へ細分化をしております。

第1目、第1号被保険者保険料のうち特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,647人、保険料額を6,627万1,000円。普通徴収保険料は、被保険者総数を171人、保険料額を567万8,000円。普通徴収保険料滞納繰越分を15万円、介護保険料の総額を7,209万9,000円と見込んでおります。

次に、353ページの第2款、分担金及び負担金、第1項、第1目、介護予防負担金につきましては、「通所型介護予防事業」に係る利用者負担金として、69万1,000円を見込んでおります。

次に、354ページの第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして、保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた7,531万6,000円を計上しております。

355ページの第2項、国庫補助金のうち第1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金であります。過去の実績から保険給付費の7.39%、3,271万3,000円を計上。

第2目、地域支援事業交付金のうち介護予防事業費に対して、25%、201万2,000円を計上。

第3目、包括的支援事業・任意事業分につきましても事業費に対して、40%、214万6,000円を計上しております。地域支援事業の内容につきましては、後ほど歳出の中でご説明申し上げます。

次に、356ページの第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の30%、1億3,280万3,000円を計上。

第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業に要する経費の30%、241万5,000円を計上しております。

357ページ、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、保険給付費に対して、それぞれ道の負担割合を乗じた6,855万3,000円を計上。

358ページの第2項、道補助金、第1目、第2目、地域支援事業交付金は、介護予防事業の12.5%、100万6,000円。包括的支援事業・任意事業分は事業費の20%、107万3,000円をそれぞれ計上しております。

359ページでございます。第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子として、6万9,000円。介護報酬改定による保険料上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るための「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」により平成20年度に設置する基金の利子4,000円を計上してございます。

360ページの第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分759万円を基金から繰り入れするものであります。

また、第2目、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、1号被保険者保険料軽減措置に充てるため99万6,000円、保険料軽減措置の周知、電算システム改修費用に充てるため113万4,000円をそれぞれ繰り入れするものであります。

次に、361ページ。第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金のうち介護給付費繰入金は、保険給付費の町負担分12.5%、5,533万5,000円。地域支援事業繰入金は、介護予防事業分が12.5%、100万7,000円。包括的支援事業・任意事業分は、20%、107万4,000円をそれぞれ町負担分として、繰り入れするものであります。

その他一般会計繰入金は、特別会計を運営するための事務費等に要する経費として、1,534万7,000円を繰り入れするものです。

362ページから365ページまでの第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上してございます。

次、歳出について説明をさせていただきます。366ページでございます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費として、243万9,000円を計上するものであります。

次、367ページの第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の印刷費、郵便料を主として、34万円を計上しているものでございます。

次、368ページにつきましては、北見市、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費として、227万2,000円、介護認定調査に要する経費としまして、261万円を計上。

369ページは、介護保険制度のPRを図るための経費としまして、趣旨普及費53万9,000円を計上しております。

370ページの計画策定委員会経費につきましては、第4期介護保険計画策定業務が平成20年度に終了したことから、廃目としてございます。

371ページは、第2款、保険給付費、第1項、第1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスに係る給付で7,514万1,000円。

第3目、地域密着型介護サービス給付費は、介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするもので、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付に5,588万6,000円を計上しておりますが、町内にありますグループホームの増設に伴い、利用人員が増えることにより、昨年と比較いたしまして、大きく伸びたものでございます。

第5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスに係る給付としまして、2億3,8

36万円を計上。

第7目、居宅介護福祉用具購入費として、89万1,000円。

第8目、居宅介護住宅改修費として、207万円。

第9目、居宅介護サービス計画給付費として、1,001万2,000円を計上しております。

次、372ページの第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

第1目、介護予防サービス給付費は、居宅の要支援者に対する給付で、介護予防通所介護や訪問介護などの利用に対する給付に、1,835万9,000円。

第3目、地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護に対する給付に、113万円を計上。

第5目、介護予防福祉用具購入費に、45万9,000円。

第6目、介護予防住宅改修費に、216万円。

第7目、介護予防計画給付事業、ケアプランの作成給付に、231万円をそれぞれ計上しております。

次、373ページ。第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料は、介護給付費請求に係る審査支払にかかる手数料として、39万円を計上しております。

次、374ページ。第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するもので、1,124万円。

第2目、高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で3万3,000円を計上しております。

次、375ページ。第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費は、平成20年から新たにスタートした制度で、要介護被保険者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が年間で一定額を超えた場合に給付をするものでありまして、本年度からの予算計上となりますが、推計が難しいことございまして、10万円を計上してございます。

同じく、第2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付ですが、5万円を計上しております。

次、376ページ。第6項、第1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付として、2,400万8,000円計上。

第3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として、7万2,000円計上しております。

次、377ページ。財政安定化基金拠出金につきましては、保険財政の安定化を図るために北海道が設置する基金に対する拠出金ではありますが、現在の基金の状況から21年度における拠出金は発生しないことから、廃目とするものであります。

次、378ページの第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第1目、介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、介護が必要となる可能性の高い特定高齢者を把握するとともに、通所や訪問により、要介護状態の予防や軽減を図る経費を計上しております。

第2目、介護予防一般高齢者施策事業費は、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発

を行うほか、ボランティアなどの人材育成を行い基本的な見守りや手助けの方法を普及させるための経費や、「通所型介護予防事業」として、業務委託する経費を計上しております。

次、379ページの第2項、包括的支援事業・任意事業費は、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図るため、介護予防事業のケアマネジメントを行う事業に要する経費を計上しておりますが、28節、一般会計繰出金451万4,000円につきましては、地域包括支援センター職員人件費分として、一般会計に繰り出しをするものであります。

第2目、権利擁護事業費につきましては、高齢者に対する虐待の早期発見、防止など権利擁護の支援を行う経費を計上しております。

第3目、包括的・継続的ケアマネジメント事業につきましては、主治医、ケアマネージャー、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うための経費です。

第4目、任意事業費は、家族介護用品購入費に対する助成費用、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用に係る経費を計上しております。

次に、380ページの第3項、第1目、運営協議会費は、地域包括支援センターの運営協議会に要する経費を計上しております。

381ページの第4款、基金積立金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金利息相当額を予算に計上して、基金に積み立てるものであります。

382ページの第5款、公債費は資金繰りのための一時借入金利子を計上しております。

383ページ以降の第6款、諸支出金につきましては、第1号被保険者の過年度分還付金など所要の経費を計上しております。

以上、平成21年度介護保険特別会計の予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで、午後2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案第14号からでございます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書387ページをお開きください。

議案第14号 平成21年度訓子府町下水道事業特別会計予算について、提案説明をさせていただきます。

議案書の説明前に、別冊の各会計予算案の説明資料4ページをお開きください。下水道事業会計の概要が記載されております。歳入歳出それぞれ概要について記載されておりますが、この内容につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。説明は省略させていただきます。

それでは、議案書の387ページに戻りまして、まず、第1条で歳入歳出予算の総額を2億3,390万円と定めるもので、前年度対比1,730万円増でございますが、補償

金免除繰上償還に伴う借換債3,670万円を見込んでおりますので、実質は1,940万円の減でございます。款項ごとの区分及び当該区分ごとの金額につきましては、388ページから391ページの第1表、歳入歳出予算によりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、387ページに戻りまして、第2条、地方債につきましては、後ほど説明させていただきます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を前年度同額の2億円と定めるものでございます。

次に、392ページをお開き願います。

第2表の地方債であります。農業集落排水整備事業借換債の限度額を2,010万円とし、個別排水処理施設整備事業の限度額を3,060万円とし、臨時財政特例借換債の限度額を1,660万円として、いずれも証書借入で年利5.0%以内。償還の方法は、記載のとおり定めようとするものであります。

次に、393ページにつきましては、事項別明細書の総括であります。計上総額、款別の増減を記載しておりますが、内容等につきましては、394ページ以降の予算書で説明させていただきますので、説明は省略させていただきます。

それでは、394ページの歳入から説明させていただきます。

1款、1項の分担金であります。1目の農業集落排水事業分担金につきましては、21年度新規賦課分として6戸を予定し、30万円を計上しております。滞納繰越分は科目計上でございます。

2目の個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、15戸の新規整備を予定し、75万円を計上しております。

次に、395ページ。2款、1項の使用料であります。1目の農業集落排水施設使用料につきましては、料金改定を見込んだ503万8,000円増の5,382万9,000円を計上しております。滞納繰越分は、科目計上でございます。

2目の個別排水処理施設使用料につきましては、今年度新規設置数分と料金改定を見込んだ158万2,000円増の1,109万7,000円を計上しております。

次に、396ページ。2款、2項の手数料につきましては、1目の総務手数料の閲覧交付手数料1,000円は科目計上であります。2目の農業集落排水手数料1万2,000円及び3目の個別排水手数料3万円の設備検査手数料につきましては、いずれも新規戸数を見込んだ予算を計上しております。

次に、397ページ。3款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源、特定財源を差引き、その不足額を一般会計から繰り入れするものであり、前年度対比で1,217万2,000円減の9,823万3,000円の計上であります。

次に、398ページ。4款、1項、1目、繰越金。

399ページ。5款、1項、1目の延滞金。

400ページ。5款、2項、1目の預金利子につきましては、いずれも科目計上でございます。

次、401ページ。5款、3項、1目の水洗便所改造等貸付金元利収入につきましては、

金融機関に預ける預託金200万円とその利子4,000円の計上であります。

次、402ページ。5款、4項、1目の雑入につきましては、保証料還付金、消費税還付金は科目計上でございます。移設補償費33万8,000円につきましては、道道北見置戸線(日出工区)の支障物件移設補償費として、マンホール等の移設補償費を計上しております。

次、403ページ。6款、1項の町債であります。1目の農業集落排水整備事業債及び、3目の臨時財政特例借換債につきましては、公的資金補償金免除繰上償還に伴い、農業集落排水事業借換債として、2,010万円と臨時財政特例借換債として、1,660万円を計上しております。

また、2目の個別排水処理施設整備事業債につきましては、個別排水処理施設整備事業実施に伴い、起債対象額の100%充当を見込み前年度対比810万円減の3,060万円を計上しております。

次、404ページからは、歳出であります。

まず、1款、1項の総務管理費であります。1目の一般管理費は、前年度対比74万2,000円減の266万1,000円の計上であります。

1節、報酬の上下水道事業経営審議会委員に対する報酬につきましては、審議会を年2回開催分計上し、27節、公課費の消費税納付金につきましては、平成20年度決算納付額と平成21年度中間納付額の105万6,000円を計上しております。

また、28節の繰出金につきましては、水道事業会計への繰出金であり、水道検針等業務委託費及び帳票経費等について、下水道使用料徴収検針経費152万7,000円の計上であります。

次、405ページ、2項の下水道管理費であります。1目の農業集落排水管理費、前年対比で78万9,000円減の5,581万5,000円の計上であります。

11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までにつきましては、訓子府処理施設、未広処理施設、日出処理施設の管理費であり、修繕料は昨年同額の980万円の計上であります。

次、2目の個別排水管理費につきましては、前年度対比で304万9,000円減の1,512万8,000円の計上であります。

12節、役務費の手数料は、浄化槽の法定検査費用として、3万6,000円増の142万3,000円を計上し、13節、委託料の浄化槽保守点検業務委託料は、47万6,000円増の1,127万円を計上しておりますが、いずれも本年度設置予定も含めての計上でありますので、増額計上となっております。

21節の貸付金につきましては、過去に設置した方に対する資金貸付の金融機関への預託金であり、200万円を計上しております。

次、407ページ。2款、1項の下水道事業費、1目の農業集落排水事業費、15節、工事請負費で40万円を計上しておりますが、日出地区の道道北見置戸線交通安全工事の支障物件移設工事として、マンホール調整、公共柵移設等で40万円を計上しております。

次、2目の個別排水処理施設整備事業費であります。前年度対比991万8,000円減の3,860万5,000円の計上であります。

11節の需用費、12節の役務費は経常経費でありますので、説明は省略させていただきます。

きますが、13節の委託料、実施測量設計業務は、15戸の浄化槽設置を計上し、地質試験業務につきましては、浸透可能な地質であるかを試験するための委託料であり、15戸のうち、1戸分を計上しております。

15節の工事請負費につきましても、本年度15戸の設置工事分として、3,545万2,000円を計上しております。

次、408ページ。3款、1項の公債費であります。下水道事業を開始した昭和63年度から平成20年度までの20年間の借入残額9億174万円に対する1目、元金であります。長期債元金償還5,972万円及び公的資金補償金免除繰上償還に伴い、平成21年度繰上げ償還を予定する3,686万8,000円の合わせた9,658万8,000円の計上であります。

次、2目の利子であります。長期債利子2,436万3,000円と一時借入金の借入限度額を1億円と定めるものでありますので、それに伴います利子14万円の合わせた2,450万3,000円の計上であります。

409ページ。4款の予備費につきましては、前年同額の20万円を計上しています。

次、410ページは、債務負担行為の調書でありますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次、411ページにつきましては、地方債の調書であり、21年度末における元金残高は、右側の一番下に記載のとおり8億7,245万2,000円となる見込みであります。

次の412ページは、特別職の給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、平成21年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書413ページをお開き願います。

議案第15号 平成21年度訓子府町水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条の業務の予定量であります。給水件数につきましては、2,140件。年間総給水量は、67万立方メートル。一日平均給水量は、1,835立方メートルとしております。

次、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款の水道事業収益で営業収益及び営業外収益合わせて、1億8,722万4,000円の計上であります。

支出につきましては、第1款の水道事業費で営業費用、営業外費用、予備費を合わせて1億7,490万9,000円の計上であります。収支を差引きますと1,231万5,000円の利益となる見込みでございます。

次、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものであります。収入額が支出額に対して不足する額4,636万円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

まず、収入であります。第1款の資本的収入につきましては3,080万7,000円であり、その内訳は企業債で1,720万円、他会計補助金で1,360万7,000

円を計上しております。

また、支出につきましては、第1款の資本的支出で7,716万7,000円であり、その内訳は、建設改良費で156万円、企業債償還金7,560万7,000円であり、

なお、3条の収益的収支及び4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど417ページ以降で説明させていただきます。

次、414ページ。第5条の企業債では、起債の目的を公的資金補償金免除線上償還に係る借換債としております。限度額につきましては、1,720万円、起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。償還の方法は、以下記載のとおり定めようとするものであります。

次、第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年度と同額の計上であります。

次、第7条の職員給与費2,843万円につきましては、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものと定めるものであります。

次の第8条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を3,807万3,000円と定めるもので、内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を593万4,000円と定めるものであります。

次、415ページと416ページにつきましては、一般会計の書式に準じて作成しておりますが、説明は省略させていただきます。

次、417ページの平成21年度 訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書ですが、これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、順次説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入であります。1款、水道事業収益の総額は1億8,722万4,000円であり、その内訳につきましては、1目、給水収益の水道料金では料金改定に伴い前年度対比170万円増の1億5,790万円を計上しております。

2目、その他営業収益は、440万4,000円で、設計審査手数料、消防施設等整備事業負担金の他、補償金として、北海道横断自動車道シルコマンベツ線送水管移設工事406万円を計上しております。

次、2項、営業外収益の1目、受取利息につきましては、定期預金と普通預金の預金利息として、45万円を計上しております。

2目、他会計補助金につきましては、2,446万6,000円の計上ですが、一般会計からは、従来からの叶橋添架起債利息、大谷浄水場起債利息、ポケットパーク配水池起債利息、大谷水源施設起債利息の一部を計上しております。

また、事務職員人件費につきましては、職員3名分の一部と事務員1名分の計上であり、下水道会計補助金につきましては、使用料収納経費を計上しております。

3目、雑収益の不用品売却収益、その他雑収益及び、4目の還付金につきましては、科目計上であります。

次、418ページの収益的支出であります。1款の水道事業費につきましては、総額で1億7,490万9,000円の計上であります。前年度対比で2,175万4,000円の減額となっております。1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、通常の維持管理経費のみの予算であり、昨年度の使用実績により、手数料の水質検査手数料として、前年度対比54万3,000円増の680万8,000円を計上し、動力費の電気料として、前年度対比26万2,000円減の615万9,000円及び、薬品費として、前年度対比38万1,000円減の140万4,000円を計上し、全体で2,003万7,000円の予算計上であります。

次の2目、配水及び給水費につきましては、2,307万1,000円の計上です。前年度対比で1,490万4,000円の減額となっております。通常の維持管理費のほか、修繕費では前年度対比138万4,000円減の625万円の計上、工事請負費は、前年度対比1,141万円減の600万円の計上です。その内訳は、北海道横断自動車道シルコマンベツ線送水管移設工事400万円、配水施設緊急整備工事として、200万円の計上です。

なお、内訳は後ほど別冊の予算案の説明資料をご覧くださいと思います。

次、419ページ。3目、総係費につきましては、4,205万1,000円の計上であり、前年度対比97万4,000円の減額であります。給料では、27万5,000円減の1,386万3,000円を計上。

手当で、4万6,000円増の733万6,000円を計上。

福利費では、60万8,000円増の723万1,000円を計上しております。

次、420ページ。4目の減価償却費であります。建物から鹿ノ子ダム使用権までの総額6,165万7,000円が本年度の償却分です。

また、5目の資産減耗費につきましても、除却対象分の総額43万4,000円ですが、いずれも現金支払いの伴わない企業会計特有の予算です。

次、2項、営業外費用の1目の支払利息につきましては、企業債利息が1,954万7,000円の計上。一時借入金利息は、42万円の計上です。

2目の繰延勘定償却費は、前年度同額の184万7,000円を計上しております。長期に使用する計画作成等に伴う費用を償却するものであります。先ほどの減価償却費と同様、現金の支出を伴わない予算の計上です。

雑支出につきましては、前年度同額の20万円の計上です。

次の予備費につきましても前年度同額の30万円を計上しております。

次、421ページの資本的収入及び支出であります。1款、1項、1目の企業債につきましては、5%台の企業債元金の公的資金補償金免除繰上げ償還として借換債1,720万円計上しております。

また、2項、1目の他会計補助金1,360万7,000円につきましては、叶橋添架起債償還元金70万5,000円、大谷浄水場起債償還元金1,081万5,000円、ポケットパーク配水池起債償還元金188万9,000円、大谷水源施設起債償還元金19万8,000円を一般会計から元金の一部を補助金として計上しております。

次、422ページ、資本的支出の1款、1項、1目の固定資産購入費156万円につきましては、量水器設備費として、メーター器39台の購入、メーターボックス17台の計

上でございます。

次、2項、1目企業債償還金につきましては、7,560万7,000円を計上しております。この中には、企業債元金の高金利の繰上償還として、1,720万9,000円を計上しております。

次、予算書の423ページの資金計画につきましては、収益的収支、資本的収支のうち現金収支における資金計画でありますので、後ほどご覧いただくことにしまして、説明は省略させていただきます。

次の424ページから425ページの給与明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくことにしまして、説明は省略させていただきます。

次に426ページと427ページは、平成21年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の428ページと429ページにつきましても、平成20年度末の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の430ページにつきましては、平成21年1月末時点におきます収益的収支の決算見込みから、税抜きをした予定損益計算書であります。後ほど、ご覧いただくこととしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成21年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第25号、議案第27号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第27、議案第16号、日程第28、議案第17号、日程第29、議案第23号、日程第30、議案第25号、日程第31、議案第27号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第16号から順次説明願います。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の57ページをお開き願います。

議案第16号 訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第16号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

記以下に改正条例案を記載しておりますが、58ページの新旧対照表により、ご説明いたします。

今回の改正の趣旨は、平成21年4月から施行される児童福祉法の一部改正に伴うものであります。

第3条、受給者の規定のうち受給者から除かれる者に、「小規模住居型児童養育事業を行う者」を加えるものであります。

この小規模住居型児童養育事業は、要保護児童の委託先として、新たに国により事業化されるものであり、ここで養育される児童が医療機関を受診した場合、その費用は、行政が負担することにより、本条例による給付の対象とはなくなるものです。

附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の59ページをお開き願います。

議案第17号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第17号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

59ページに改正条例案を記載しておりますが、60ページの新旧対照表によりご説明いたします。

今回の改正の趣旨は、平成21年4月から施行される児童福祉法の一部改正に伴うものであります。

第3条、助成の対象の規定のうち受給者から除かれるものに、「小規模住居型児童養育事業を行う者」を加えるものであります。

この小規模住居型児童養育事業は、要保護児童の委託先として、新たに国により事業化されるものであり、ここで養育される児童が医療機関を受診した場合、その費用は、行政が負担することにより、本条例による給付の対象とはなくなるものであります。

なお、この規定の後段部分につきましては、「児童福祉施設に入所している者」を「児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者」に改めるものでありますが、表現を他の医療費の助成に関する条例等に合わせるための文言の修正であります。

附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町重度身体障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（八鍬光邦君） 議案第23号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の80ページをお開きください。

議案第23号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。

訓子府町個人情報保護条例（平成15年条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この条例改正につきましては、統計法の全文改正によりまして、新統計法が制定されたことに伴い、この統計法に根拠を求める部分の個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

それでは、記以下につきましては、改正条文でございますが、81ページの新旧対照表で、ご説明させていただきます。

この新旧対照表は、右側が現行条文で、左側が改正案でございます。

まず、第37条でございます。第37条では、訓子府町個人情報保護条例では適用せず、他の法令等で制限をするということを規定してございます。

第1号の全文を「統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報」に改正するものでございます。これは、基幹統計の例えば、国勢調査等で調査した基礎資料などは、この訓子府町個人情報保護条例では、適用せず統計法で秘密の保護の縛りがありますので、そちらの法律を適用するという意味合いの部分を書き記しているものでございます。

また、この新統計法の改正と申しますか成立に伴いまして、第2号及び第3号の条文が不用になりますことから削除しまして、第4号及び第5号を繰り上げて、第2号及び第3号とするものでございます。

80ページに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第23号の提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） それでは、議案書83ページをお開きください。

議案第25号 訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例（昭和35年条例第19号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下をご説明いたします。

訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例の一部を改正する条例。

訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

この条例の改正の趣旨につきましては、下段の説明にもありますように、この度のへき地保育所でありますひので保育園の廃止に伴い、へき地保育所及びひので保育園の字句を削除するものでございます。

記以下の条例改正分でございますけども、まず、条例の題名を「訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例」を「訓子府町季節保育所条例」に改め、第1条の設置につきましても、「及びへき地保育所（以下、季節保育所という）」を削り、「季節保育所」のみといたします。さらに、第2条では、季節保育所とへき地保育所の名称及び位置が定められておりますが、へき地保育所、ひので保育園、訓子府町字日出28番地14を削除するため、第2条、季節保育所の名称、位置は次のとおりとする。あさひ保育園、訓子府町旭町71番地に改めるものでございます。

また、附則の2で関係する条例としまして、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例についても、一部改正するものでございます。

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号口中「及びへき地保育所」を削る。

第3条第8号中「及びへき地保育所」を削る。

この条例の第2条につきましては、施設ごとに独占的に利用させる期間が定めており、保育所の場合、季節やへき地保育所を含めて、6ヵ月以上独占的に利用させる場合には、議会において、出席議員の過半数議決を得なければならないと定められており、また、第3条では、保育所で季節やへき地保育所を含めて施設を廃止する場合、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないと定めております。

この度のへき地保育所の廃止に伴い、へき地保育所の字句を削除し、施設を廃止するための一部改正であります。

附則の1でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書86ページをお開きください。

議案第27号 訓子府町農業交流センターの一部の長期的な利用について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、訓子府町農業交流センターの一部を長期的に利用させることについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下ですが、施設の名称は、訓子府町農業交流センターでございます。

施設の場所は、訓子府町元町92番地。

占有させる面積は、旧駅事務室及び小上がりを含む待合室部分の計127.2㎡となります。

占有団体は、訓子府町商工会。

利用目的といたしましては、軽食喫茶コーナーを設置し、併せて地場産品PR等により「まちの活性化に供する施設」として活用するものでございます。

占有期間といたしましては、別に契約書で定めることとしており、国有財産における事例を参考に3ヵ年区切りとすることを予定しております。

以上、訓子府町農業交流センターの一部の長期的な利用について、ご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第25号、議案第27号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、打ち合わせのため、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時58分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

これより日程の順序を変更し、日程第33、報告2号、日程第34、報告第3号、日程

第35、報告第4号、日程第36、報告第5号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第33、報告第2号、日程第34、報告第3号、日程第35、報告第4号、日程第36、報告第5号を先に審議することに決定いたしました。

報告第2号

議長(橋本憲治君) 日程第33、報告第2号、専決処分の報告について、を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書90ページになります。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の90ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 専決処分の報告について。

平成21年2月5日、訓子府町長から専決処分について、次のとおり報告があった。

平成21年3月10日提出、訓子府町議会議長 橋本憲治。

記、別紙。

次のページ、91ページでございますお開き下さい。

平成21年2月5日

訓子府町議会 橋本憲治様

訓子府町長 菊池一春

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告します。

記、別紙。

次のページ、92ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成21年2月5日

訓子府町長 菊池一春

損害賠償額の決定及び和解について

1. 事故発生日時、平成21年1月26日(月)午前10時45分頃。
2. 事故発生場所、訓子府町字柏丘153番地。
3. 相手方、訓子府町字大谷328番地3、伊藤繁樹。
4. 事故の概要、上記の日時・場所において、建設課の土木技能員が公用車(除雪トラック)で、柏丘の町道西19号線を除雪作業中、町道南8線との交差点にて方向転換するためにハザードランプを点灯させ、一時停止したのちに後退した際、同じく後方に停車していた後続車に接触し車両前方部分を破損させたものです。
5. 損害賠償額、この事故に対し、損害賠償の額を348,400円と定め、和解する。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

報告第3号

議長（橋本憲治君） 日程第34、報告第3号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。93ページでございます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の93ページでございます。

報告第3号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成21年3月10日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

記、別紙。

次のページの94ページでございます。

平成21年2月5日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

平成20年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成20年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成20年度 定期監査結果報告書 別紙。

96ページをお開きいただきたいと思います。

ここに、「3. 監査結果及び意見」という項目がございます。この報告のみ朗読をもって報告に変えさせていただきまして、それ以外の報告書の資料、97ページから106ページまでにつきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

3. 監査結果及び意見。

平成20年12月末日現在における各会計の予算執行状況、事業進捗状況、学校経営事務状況等について監査を実施した結果、適正な行財政運営がなされていることを認める。

なお、次の事項についての対応を望みたい。

一般財源の柱でもある町税等の賦課、徴収を万全に期するとともに、特に滞納繰越金の徴収については、早急に滞納繰越解消対策計画を策定し、実行に移すこと。

国民健康保険特別会計については、保険給付費の動向を見極めつつ一般会計からの繰入れに頼る財政運営の現状を認識し、一般会計依存を少しでも軽減する方策を講ずる時期と考える。

水道事業会計については、平成21年度に料金改定が行われることなども考慮し、さらに管理運営に万全を期すること。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

報告第4号

議長(橋本憲治君) 日程第35、報告第4号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の107ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成21年3月10日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年1月14日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年1月14日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

108ページ、109ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に、110ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年2月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年2月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

同じく111ページ、112ページにつきましては、先ほどと同様に省略させていただきます。

続きまして、昨日、後ほど追加で配付させていただいております3月分の例月出納検査報告書をお開きいただきたいと思います。ページ数で言いますと112-2ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年3月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年3月9日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 佐 藤 静 基

次のページの112 - 3、112 - 4ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

報告第5号

議長（橋本憲治君） 日程第36、報告第5号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書113ページになります。

2つの常任委員会委員長から平成20年度の閉会中に実施した所管事務調査について、別紙のとおり報告がありました。

お諮りいたします。

本報告の朗読、質疑を省略し、報告を了承することにし、あわせて本報告を関係執行機関に送付することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

以上で、本報告を終わります。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって本日は、これにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 8分